

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		監督処分	
根拠条例・規則等名		宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号)	
条 項		法第 2 0 条第 1 項から第 4 項	
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話 : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 4 2 7)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。)	
	設定等年月日	令和 7 年 5 月 19 日設定	年 月 日最終改正
備 考			